

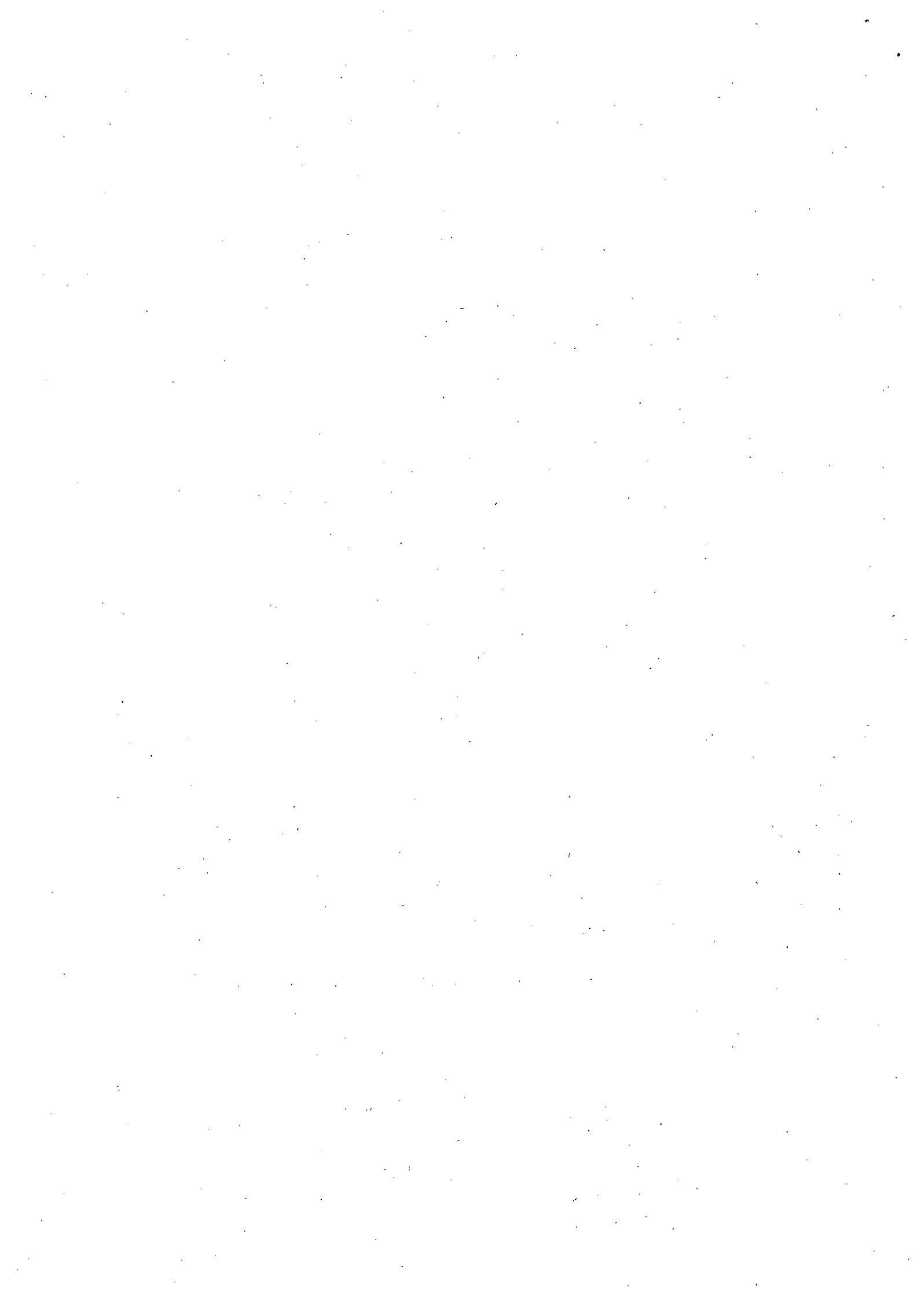
令和元年9月市議会総務委員会資料

第121号議案 長崎市消防団員の任免等に関する条例等の一部を改正  
する条例

目次

条例改正の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1～3ページ
条例新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	4～12ページ

総務部  
こども部  
消防局  
令和元年9月



## 長崎市消防団員の任免等に関する条例等の改正の概要

### 1 改正の理由

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が施行されたことに伴い、本市の消防団員についても同様の対応を行いたいのと、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたい。

#### 【整備法による改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する。

#### 【整備法のうち地方公務員法及び児童福祉法の新旧対照表】

##### 地方公務員法（抜粋）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(欠格条項)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の<u>一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、</u>その職を失う。</p>	<p style="text-align: center;">(欠格条項)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、<u>刑に処せられた者</u></p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 職員は、第16条各号（<u>第2号を除く。</u>）の<u>いずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、</u>その職を失う。</p>

## 児童福祉法（抜粋）

改正前	改正後
<p>第34条の20 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>	<p>第34条の20 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>

## 2 改正する条例

- (1) 長崎市消防団員の任免等に関する条例
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例
- (3) 長崎市職員等の旅費に関する条例
- (4) 長崎市職員退職手当条例
- (5) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (6) 市長及び副市長の退職手当に関する条例
- (7) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (8) 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 3 改正の内容

- ア 2(1)について 成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除する。
- イ 2(2)～(7)について 地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等であることを理由とした職員の失職が無くなったことから、この場合における期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給に係る規定を整理する。

ウ 2(8)について 児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業における家庭的保育者の要件に関する引用条項を整理する。

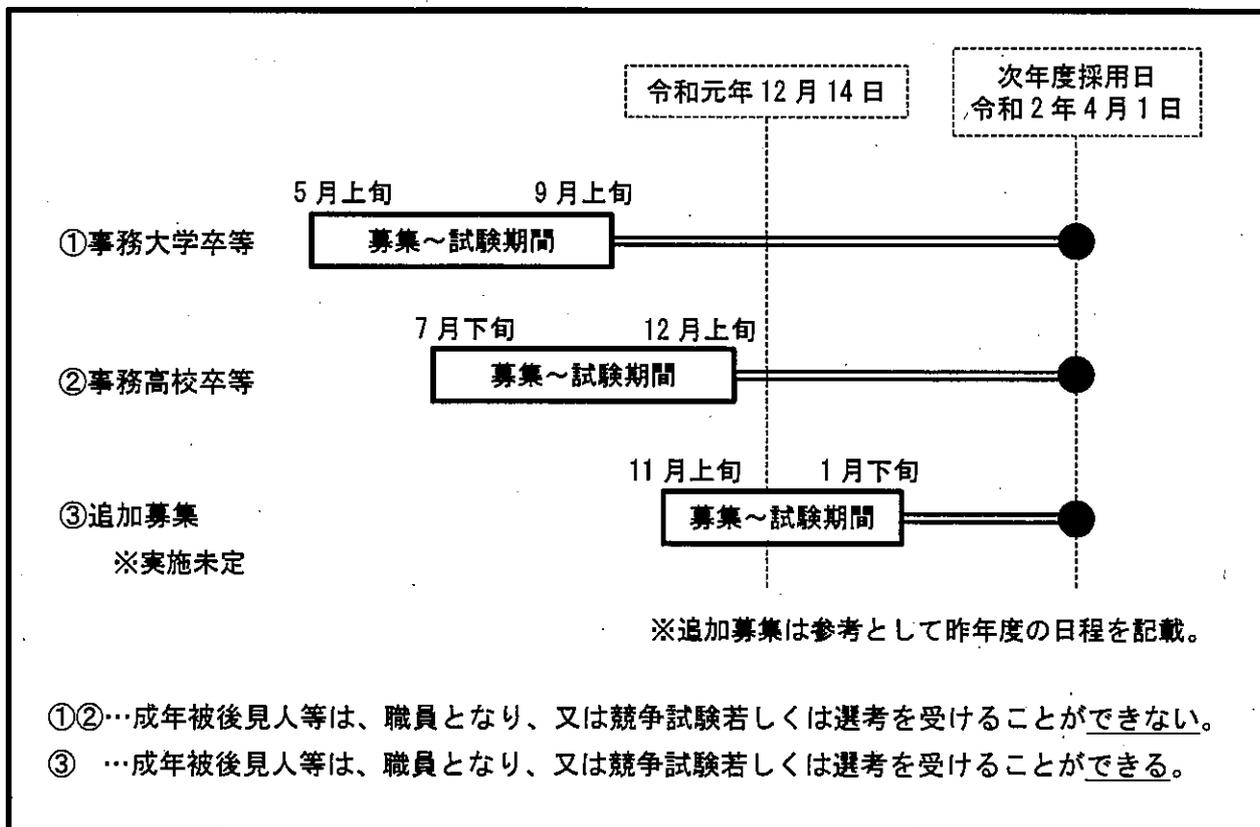
エ その他引用条項、用語等の整理を行う。

#### 4 施行日

令和元年12月14日

(ただし、2(1)、2(4)(第8条第5項第2号の改正に限る。)及び2(8)は、公布の日)

#### 参考1 長崎市の採用試験の取扱い



#### 参考2 用語の解説

- ・成年被後見人…精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けたもの。
- ・被保佐人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者で、家庭裁判所より保佐開始の審判を受けたもの。
- ・被補助人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者で、家庭裁判所より補助開始の審判を受けたもの。

長崎市消防団員の任免等に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○長崎市消防団員の任免等に関する条例 (昭和26年長崎市条例第77号)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 消防団の管轄区域内に居住しない者</p> <p>(2) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(3) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(分限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 団員は、前条各号(第4号を除く。)の一に該当するに至ったときは、その職を失う。</p> <p>第6条 団員の懲戒処分は、長崎市消防団人事委員会の意見を徴して任命権者が<u>行なう</u>。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 消防団の管轄区域内に居住しない者</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(分限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 団員は、前条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、その職を失う。</p> <p>第6条 団員の懲戒処分は、長崎市消防団人事委員会の意見を徴して任命権者が<u>行う</u>。</p>
<p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第18条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは<u>法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第18条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>2～3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>第18条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)～(4) 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同</p>	<p>2～3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>第18条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)～(4) 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当</p>

現 行	改 正 案
<p>じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第20条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条の2第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第18条の2第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</p> <p>6 略</p>	<p>の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第20条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条の2第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第18条の2第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</p> <p>6 略</p>
<p>【第3条関係】</p>	
<p>○長崎市職員等の旅費に関する条例</p>	
<p>(昭和29年長崎市条例第29号)</p>	
<p>(退職者等の旅費)</p>	
<p>第24条 職員が出張又は赴任中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、前職務相当の額をもって旧勤務地までの旅費を当該職員に対し支給する。</p> <p>2 職員が前項の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号、第3号、第5号</u>又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p>	<p>第24条 職員が出張又は赴任中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、前職務相当の額をもって旧勤務地までの旅費を当該職員に対し支給する。</p> <p>2 職員が前項の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第1号、第2号、第4号</u>又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p>
<p>【第4条関係】</p>	
<p>○長崎市職員退職手当条例</p>	
<p>(昭和32年長崎市条例第15号)</p>	
<p>(勤続期間の計算)</p>	
<p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 略</p>

## 現 行

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公営企業法第15条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する職員（以下「企業職員等」という。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の企業職員等としての引き続いた在職期間及び職員が引き続いて企業職員等となり、企業職員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から企業職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間並びに職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の企業職員等及び職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人

## 改 正 案

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公営企業法第15条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する職員（以下「企業職員等」という。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の企業職員等としての引き続いた在職期間及び職員が引き続いて企業職員等となり、企業職員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から企業職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間並びに職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の企業職員等及び職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人

現 行

(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引

改 正 案

(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、か

現 行	改 正 案
<p>引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>つ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>
<p>2～3 略</p> <p style="text-align: center;">【第5条関係】</p> <p>○長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和32年長崎市条例第17号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)に</p>	<p>2～3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間における人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは<u>地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p>○市長及び副市長の退職手当に関する条例 (昭和32年長崎市条例第18号)</p> <p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第6条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による免職の処分に準ずる理由により退職した者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）に準ずる理由により退職した者</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間における人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第6条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による免職の処分に準ずる理由により退職した者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職に準ずる理由により退職した者</p>

現 行

改 正 案

【第7条関係】

○単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例

(昭和32年長崎市条例第34号)

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間における人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(退職手当)

第13条 略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

(3)～(4) 略

3～5 略

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間における人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(退職手当)

第13条 略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

(3)～(4) 略

3～5 略

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>○長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年長崎市条例第42号)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 家庭的保育事業を行う場所には、第3項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項、第33条第1項及び第49条第1項において同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>4 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 家庭的保育事業を行う場所には、第3項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項、第33条第1項及び第49条第1項において同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>4 略</p>